

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		都市計画法第 65 条第 1 項による建築等の制限	
根拠条例・規則等名		都市計画法	
条 項		第 65 条第 1 項	
所 管 部 課		土木部 道路計画課（電話：048-829-1499）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	未設定 (個々の事案について個別的な判断をせざるを得ない場 合があり、具体的な処分基準を設定することが困難である ため。)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			